水戸市下水道施設包括運営事業（更新支援型）
＜仮称＞に関する実施方針（案）

令和 8 年 11 月

水戸市上下水道局

目　次

1.　事業に関する事項 1
1.1. 事業内容に関する事項 1
1.1.1. 事業名称 1
1.1.2. 公共施設の管理者の名称 1
1.1.3. 事業の背景・目的 1
1.1.4. 事業の基本方針 2
1.1.5. 本事業の対象区域 2
1.1.6. 本事業の対象施設 3
1.1.7. 事業方式 3
1.1.8. 事業範囲 4
1.1.9. 事業期間 4
1.1.10.　事業の費用負担 5
1.1.11.　プロフィットシェア 5
1.1.12.　事業期間終了時の措置 6
1.2. 事業者の選定方法等に関する事項 6
1.2.1. 事業者の選定に係る基本的な考え方 6
1.2.2. 選定結果の公表 6
2.　事業者の募集及び選定に関する事項 7
2.1. 募集及び選定方法 7
2.2. 募集及び選定スケジュール 7
2.3. 応募者の参加資格要件 7
2.3.1. 応募者の構成 7
2.3.2. 応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格 8
2.3.3. 業務実施企業に求める要件 9
2.3.4. 参加資格要件の確認基準日 13
2.4. 審査及び選定手続き 13
2.4.1. 水の官民連携選定委員会の設置 13
2.4.2. 現地見学会の実施 14
2.4.3. 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査 14
2.4.4. 提案書類の提出等 14
2.4.5. 審査方法 14
2.4.6. 審査結果の公表 14
2.4.7. 優先交渉権者及び事業の選定の取消し 14
2.5. 優先交渉権者選定後の手続き 15

2.5.1. 基本契約の締結 15
2.5.2. 優先交渉権者による事業準備行為 15
2.5.3. 実施契約の締結 15
2.5.4. 事業の開始 15
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 16
3.1. リスク分担の基本的な考え方 16
3.1.1. 不可抗力 16
3.1.2. 国の特定法令等変更及び本市の特定条例等変更 16
3.1.3. 物価の変動 17
3.1.4. 国の補助金制度の変更等 17
3.2. 事業の実施状況のモニタリング 17
3.3. 保険 17
3.4. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続 17
3.4.1. 権利義務等の処分 17
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 18
4.1. 対象施設の立地に関する事項 18
4.2. 対象施設の概要 19
5. 事業計画又は基本契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 20
5.1. 疑義が生じた場合の措置 20
5.2. 管轄裁判所の指定 20
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 21
6.1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 21
6.1.1. 事業者事由解除 21
6.1.2. 市事由解除又は終了 21
6.1.3. 不可抗力解除又は終了 22
6.1.4. 特定法令等変更解除 22
6.1.5. 特定条例等変更解除 22
7. その他事業の実施に関し必要な事項 23
7.1. 実施に関して使用する言語及び通貨 23
7.2. 提案書類の作成等に係る費用 23
7.3. 実施方針（案）に関する質問・意見の受付 23
7.4. 実施方針（案）に関する説明会及び現地見学会 23
7.5. 連絡先及び情報提供 23

1. 事業に関する事項

1.1.事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名称

水戸市下水道施設包括運営事業（更新支援型）＜仮称＞

1.1.2. 公共施設の管理者の名称

上下水道事業管理者　　園部　孝雄

1.1.3. 事業の背景・目的

水戸市（以下、「本市」という。）の下水道は、昭和 28 年度に戦災復興事業の一環として、水戸駅周辺と上市地区において整備に着手した。当時の下水道は、主に雨水による浸水の防除という観点から整備が進められ、その後、家庭排水等による河川の水質汚濁防止を考慮した自然環境の保全等に主眼が置かれるようになり、汚水処理施設の必要性が高まったため、昭和 43 年に浄化センターの建設を含めた事業計画の変更を行った。昭和 44 年度には浄化センターの建設に着手し、昭和 49 年 7 月に浄化センターの供用を開始した。

平成 2 年度には、昭和 61 年 8 月の台風 10 号により大きな被害を受けた水府、青柳地区を対象に、旧建設省（現国土交通省）による激甚災害対策緊急事業に合わせ、特定環境保全公共下水道計画を策定し、新たに第 2 号公共下水道に位置付けた。

平成 3 年度には、常澄村との合併により流域下水道関連公共下水道を引き継ぎ、第 3 号公共下水道として位置付けた。第 1 号公共下水道の浄化センター南系列（旧東部浄化センター）の用地取得がその後も困難を極めたこと、また、下水道整備に対する市民の強い要望に応えるため、平成 12 年度に桜川以南の区域（水戸南処理区）を那珂久慈流域下水道に参入する形で全体計画を変更した。全体計画の変更により浄化センター南系列（旧東部浄化センター）は廃止され、流域関連公共下水道水戸南処理区として、流域下水道水戸幹線により那珂久慈浄化センターで処理することとした。

平成 16 年度には、内原町との合併により単独公共下水道を引き継ぎ、第 4 号公共下水道として位置付けた。

厳しい財政状況の中、新たな管きょ整備を継続しつつ、施設の老朽化対策や耐震化対策に取り組む必要があることから、下水道事業の経営状況や資産状況をより明確かつ的確に把握するため、平成 27 年度より地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計に移行した。さらに、公営企業としての機動性を高め、より一層の経営の合理化を図るため、平成 31 年 4 月より、地方公営企業法の全部適用を行うとともに、水道事業との組織統合を行った。

また、本市では、予防保全型の維持管理を行うため、平成 27 年度から処理場の維持管理、消耗品の調達等を一括した包括的民間委託を導入し、下水道事業の効率的な運営に取り組んできた。

一方、内閣府が公表した PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）で示されたとおり、国土交通省は水の官民連携（ウォーターPPP）の導入を推進している。また、汚水管の改築に係る国費支援については、緊急輸送道路等の下に埋設されている管路の耐震化のみを除き、令和 9 年度以降、「水の官民連携の導入を決定済みであること」を要件化する方針が示されている。

このような状況を踏まえ、本市においても、今後、ますます経営環境が厳しくなると想定される下水道事業に対して、更なる効率的な運営のためには、官民双方の事務負担軽減、より効果的かつ効率的な事業運営、新たな付加価値の創出を実現し、人々の生活に欠かせない公共サービスを将来にわたり、安

定的に提供することを目的とした水の官民連携の導入を検討する必要がある。

1.1.4. 事業の基本方針

本事業の実施方式は、公共下水道事業に係る施設の運転・維持管理業務及び更新支援業務について、水の官民連携の「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5)」のうち、更新支援型を採用する。

本市との基本契約に基づき本事業を実施する事業者は、本事業の実施に当たって、下水道法、その他関係法令等の規定に基づき誠実に事業を実施しなければならない。

本市及び事業者は、上記の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき、本事業を実施するものとする。

(1) 全体最適を目指した事業運営

事業者は、事業全体を俯瞰し、短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立った事業運営を行うとともに、リソースの最適な配分や効率的な運営体制の構築に取り組み、事業全体の効率化及びコスト抑制を図る。

(2) 民間の創意工夫の最大限活用

事業者は、維持管理と更新計画策定等を一体的に捉え、民間のノウハウや創意工夫を活用することで、ライフサイクルコストの削減、ＤＸの推進、脱炭素化等の取組を推進する。

(3) 地元企業との最大限の連携、災害・事故等への緊急対応力の強化

事業者は、地元企業との連携や地域人材の活用を積極的に図るとともに、自らの社会的役割を認識し、知識・技術継承を図り、災害・事故等が発生した場合においても迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努める。

(4) 市民の安全・安心を確保するための適切・確実なモニタリング実施・情報公開

本市及び事業者は、それぞれの事業に対するモニタリング体制を構築し、適正かつ確実に実施することにより市民の安全・安心を確保するとともに、事業の透明性を高めるため、適切な情報公開を行い、説明責任を果たす。

(5) 官民の最適な役割分担による事業の最適化

本市及び事業者は、契約時に定めた官民の役割分担を基本とし、事業の進捗状況や環境変化に応じて対話を重ね、必要に応じて役割分担等の見直しを図ることで、持続的かつ効率的な事業運営を推進する。

1.1.5. 本事業の対象区域

本事業の対象区域は、本市の公共下水道区域のうち、第１号公共下水道区域とする。

1.1.6. 本事業の対象施設

本事業の対象施設を**表 1.1** に示す。

表 1.1　水の官民連携対象施設（第１号公共下水道）

		第１号公共下水道
処理場		1箇所 水戸市浄化センター
ポンプ場	合流	1箇所 桜川第1ポンプ場
	合流汚水	1箇所 那珂川ポンプ場
	汚水	4箇所 浜田汚水中継ポンプ場、浜田ポンプ所、双葉台第1中継ポンプ場、双葉台第2中継ポンプ場
	雨水	1箇所 桜川第2ポンプ場
	計	7箇所
マンホールポンプ（合流、分流式汚水）		54箇所
雨水調整池等（流量調整池）		5箇所 常磐貯留施設、五軒貯留施設、駅南1号貯留池、駅南2号貯留池、新荘第1排水区貯留施設
合流・分流汚水・分流式雨水管路延長	合流	154.6km
	汚水	402.6km
	雨水	20.6km
	計	577.8km

1.1.7. 事業方式

本市の事業方式は、管理･更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）の更新支援型により、官民連携事業を実施する方針とする。

1.1.8. 事業範囲

(1) 義務事業

本事業において義務事業とする対象施設ごとの対象業務は、**表 1.2** に示すとおりである。また、各事業及び業務内容、要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書に示す。

表 1.2　対象業務一覧表

項目		
大分類	中分類	小分類
全体	統括管理	一元的な管理
管路	計画策定	修繕計画策定
		更新計画案策定
	維持管理	巡視
		点検
		調査
		清掃
		修繕
	災害対応	災害対応業務支援
	施設情報管理	台帳整備

項目		
大分類	中分類	小分類
施設	計画策定	修繕計画策定
		更新計画案策定
	維持管理	運転管理
		保守点検
		調査
		ユーティリティ調達
		水質測定
		法定試験
		修繕(小規模)
	災害対応	災害対応業務支援

(2) 附帯事業

附帯事業とは、義務事業の実施にあたり、事業者の創意工夫等により、コスト縮減や脱炭素化等の効果が見込まれる場合に、事業者からの提案に基づき実施する事業を指す。なお、優先交渉権者選定時に、応募者は附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。本市は、優先交渉権者を選定する際に、応募者が提案した附帯事業の内容を踏まえ、必要に応じて事業者の実施義務を要求水準書に定めるものとする。

(3) 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。本市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができる。また、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではない。事業期間中に任意事業を提案し、新たに実施する場合は、事前に本市の承諾を得なければならない。事業者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、かつ公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は事業者の提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないよう、リスク回避措置を十分に講ずるものとする。また、任意事業に伴い発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等については、すべて事業者の責任及び負担によるものとする。

1.1.9. 事業期間

本事業の事業期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までとし、基本契約書及びその他関係書類（要求水準書及び提案書等）に従い事業を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和 10 年

3 月 31 日までの期間は、移行期間（事業準備期間）とし、事業者は本市又は本市の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務引継に要する費用は、本市又は本市の指定する者及び事業者が、それぞれ負担するものとする。

表 1.3　事業実施スケジュール

項目	予定
基本契約の締結	令和 10 年 1 月
引継ぎ期間	基本契約締結～令和 10 年 3 月 31 日
履行期間	令和 10 年 4 月 1 日～令和 20 年 3 月 31 日（10 年間）
契約終了	令和 20 年 3 月 31 日

1.1.10.　事業の費用負担

（1）義務事業

本市は、義務事業の実施に要する費用を、募集要項に示す提案上限額の範囲内で負担するものとする。事業期間全体に係る委託料の予定総額は、事業者の提案価格に基づき基本契約に定め、各事業年度における具体的な委託料の額、支払方法その他必要な事項は、基本契約及び当該事業年度に係る実施契約に定めるものとする。ただし、基本契約その他の契約書類に基づき委託料を変更する場合は、この限りでない。

（2）附帯事業

事業者は、附帯事業に係る費用の全てを負担する。附帯事業の内容、費用負担、実施条件等は、提案内容を踏まえ、基本契約書、要求水準書又は事業実施計画書に定める。

（3）任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

1.1.11.　プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。事業期間中において、事業者からの新技術等の導入提案により運転・維持管理費等に関する費用縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用縮減分を官民でシェア（分配）する。

プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に事業者から改善提案、新技術の導入その他の創意工夫に係る提案があり、要求水準を維持した上で、当該提案により客観的な費用縮減が認められることとする。

- 事業期間中に管理者・事業者双方に効果的・効率的な新技術の活用による費用縮減が見込める場合
- 事業者が本市のフィールドを活用し、試行したい新技術等があり、その導入により費用縮減が見込める場合

コスト縮減分のシェア額やシェアの手法については、提案内容に応じて本市と事業者が協議し、双方が合意の上、決定するものとする。また、分配割合は、事業者：市＝50：50 を基本とする。

1.1.12. 事業期間終了時の措置

事業の引継ぎは原則として事業期間内に行い、事業者は自らの責任と費用負担で引継書の作成など適切な対応を行う。本事業期間終了の 2～3 年前から次期事業の検討及び準備を開始する予定である。そのため、事業者は本市に対して、事業情報の提供など、必要な協力を行うものとする。

1.2.事業者の選定方法等に関する事項

1.2.1. 事業者の選定に係る基本的な考え方

本市で提案書等の審査を実施するための委員会を設置し、評価基準に基づいた審査を行う。なお、プロポーザル参加者が、優先交渉権者の選定前までに正当な手続によらず水の官民連携選定委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるため留意する。

1.2.2. 選定結果の公表

優先交渉権者の選定結果は、本市のホームページ等において速やかに公表する。また、客観的な評価の結果、優先交渉権者を選定しないこととした場合も同様に公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1.募集及び選定方法

本事業は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式による募集とする。

また、企画技術提案による技術面等の非価格要素とともに、提示された提案価格の価格面を合わせて総合的に選定・評価する。

2.2.募集及び選定スケジュール

本事業における民間事業者の募集及び選定スケジュールは概ね**表 2.1** のとおりである。

表 2.1 募集及び選定スケジュール（案）

予定時期	内容
令和 9 年 6 月	事業者応募公告（募集要項等公表）
令和 9 年 6 月	質問受付
令和 9 年 6 月	処理場やポンプ場、雨水調整池の現地見学会・資料閲覧
令和 9 年 7 月	質問回答
令和 9 年 7 月～8 月	参加表明書・参加資格確認申請書の提出
令和 9 年 8 月	参加資格確認結果の通知
令和 9 年 10 月～11 月	プロポーザル提案審査書類受付
令和 9 年 12 月	プレゼンテーション実施
令和 9 年 12 月	優先交渉権者決定
令和 10 年 1 月	基本契約締結
令和 10 年 2 ～ 3 月	引継ぎ期間
令和 10 年 4 月 1 日	事業開始

2.3.応募者の参加資格要件

2.3.1. 応募者の構成

(1) 応募形態

単独企業又は複数企業による応募グループでの応募を可能とし、企業数の上限はない。また、1 者で複数業務の兼務も可能とする。複数企業による応募グループが優先交渉権者として選定された場合は、基本契約の締結までに共同企業体を組成し、当該共同企業体を受託者として基本契約及び実施契約を締結するものとする。

(2) 応募グループの構成

応募グループは統括管理業務（代表企業）、計画策定業務、維持管理業務、運転管理業務及び施設情報管理業務を担う企業により構成する。なお、代表企業が応募手続きを行うものとする。

(3) 組織体制

応募グループは、統括管理業務、計画策定業務、維持管理業務、運転管理業務及び施設情報管理業務を実施できる企業により構成する。代表企業は統括管理業務を担当するものとし、1 者が複数の業務を担当することができる。なお、応募に関する手続は、代表企業が行うものとする。

(4) 代表企業の変更

代表企業の変更は、原則認められない。

(5) 構成企業の変更

構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合は、本市と事業者との協議により決定する。

(6) 重複参加の禁止

構成企業は他の応募グループに重複して参加できない。

2.3.2. 応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格

応募企業又は構成企業は、以下の全ての資格要件を満たさなければならない。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

② 「いばらき電子申請・届出サービス」により入札参加資格申請を行い、本市の「有資格請負業者名簿」に登録（業者登録）されており、入札参加資格の認定を受けていること。

③ 「水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程」第 75 条に基づく入札参加資格停止措置、又は「水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項」（平成 20 年 2 月 1 日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。

④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

⑥ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っている者でないこと。

⑦ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下、「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

イ. 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）

ウ. 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ. 暴力団又は暴力団員等のいずれかが役員等となっている法人その他の団体。なお、「役員等」とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者、支配人及び清算人をいう。

⑧ アドバイザリー業務受託者又はこれらの者と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

⑨ 水の官民連携選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

⑩ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

2.3.3. 業務実施企業に求める要件

参加者には、参加資格の資格確認基準日において、本事業の各業務を行うものとして以下の各項の要件を満たす企業を含むこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼務することができる。

(1) 下水道管路施設（マンホールポンプ含む）の維持管理業務を行う者の要件

1) 企業の要件

① 下水道管路施設の維持管理業務を行う者は、本市の有資格請負業者名簿に登録され、かつ、施設維持管理業業種コードの業種名「下水管内調査・清掃」に登録があること。

② 下水道管路施設の点検、調査、清掃又は修繕を行う者は、国、地方公共団体その他これらに準ずる公的機関が平成 25 年度以降に発注した公共下水道管路施設に関する維持管理業務のうち、当該者が担当する業務と同種又は類似の業務を元請として受注し、履行を完了した実績を有すること。

③ 修繕業務のうち、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）その他の関係法令に基づく許可等が必要となる工事を行う者は、当該工事の施工に必要な許可等を受けていること。

④ マンホールポンプの運転管理・保守管理業務を行う者は、国、地方公共団体その他これらに準ずる公的機関が平成 25 年度以降に発注した、マンホールポンプの点検、運転管理又は保守管理業務を、元請として受注し、履行を完了した実績を有すること。

2) 配置担当者等の資格要件

① 下水道管路施設の点検、調査、清掃及び修繕等の維持管理業務を統括する管路施設維持管理責任者を配置すること。

② 管路施設維持管理責任者は、当該業務を担当する企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

③ 管路施設維持管理責任者は、公共下水道管路施設の点検、調査、清掃又は修繕に関する実務経験を有し、業務計画の策定、作業従事者の指揮及び監督、工程管理、品質管理、安全管理、緊急時対応並びに関係者との調整を行う能力を有する者であること。

④ 管路施設維持管理責任者は、次に掲げる資格等のいずれかを有する者であること。

a. 公益社団法人日本下水道管路管理業協会が実施する下水道管路管理技士認定試験に合格し、下水道管路管理総合技士として登録されている者

b. 公益社団法人日本下水道管路管理業協会が実施する下水道管路管理技士認定試験に合格し、下水道管路管理主任技士として登録されている者

c. 地方共同法人日本下水道事業団が実施する下水道管理技術認定試験（管路施設）に合格した者

d. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく 1 級土木施工管理技士の資格を有し、公共下水道管路施設の維持管理に関する実務経験を有する者

⑤ マンホール内、管渠内その他の酸素欠乏症又は硫化水素中毒のおそれがある場所で作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）に基づく酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を配置すること。

⑥ 点検、調査、清掃又は修繕の実作業に当たっては、業務内容に応じ、必要な知識、技能及び実務経験を有する作業責任者を配置すること。

(2) 下水道管路施設（マンホールポンプ含む）の修繕計画及び更新計画案策定業務を行う者の要件

1） 企業の要件

① 修繕計画及び更新計画案の策定業務を行う者は、本市の有資格請負業者名簿に登録され、かつ、土木関係建設コンサルタント業務の業種名「下水道」に登録があること。

② 修繕計画及び更新計画案の策定業務を行う者は、国、地方公共団体その他これらに準ずる公的機関が平成 25 年度以降に発注した公共下水道管路施設に関するストックマネジメント計画、修繕・改築計画その他これらに類する計画策定業務を元請として受注し、履行を完了した実績を有すること。

2） 配置担当者等の資格要件

① 修繕計画及び更新計画案策定業務を行う者は、当該業務を管理する管理技術者及び成果品の内容を照査する照査技術者を配置すること。

② 管理技術者は、当該業務を担当する企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に定める資格要件を満たすとともに、次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。

a. 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく第二次試験の上下水道部門における選択科目「下水道」に合格し、同法に基づく技術士の登録を受けている者

b. 技術士法に基づく第二次試験の総合技術監理部門における選択科目「上下水道－下水道」に合格し、同法に基づく技術士の登録を受けている者

③ 管理技術者は、公共下水道管路施設に関するストックマネジメント計画、改築計画、更新計画その他これらに類する計画策定業務について、実務経験を有する者であること。

④ 照査技術者は、当該業務を担当する企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に定める資格要件を満たすとともに、次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。

a. 技術士法に基づく第二次試験の上下水道部門における選択科目「下水道」に合格し、同法に基づく技術士の登録を受けている者

b. 技術士法に基づく第二次試験の総合技術監理部門における選択科目「上下水道－下水道」に合格し、同法に基づく技術士の登録を受けている者

⑤ 管理技術者と照査技術者との兼務は認めない。

(3) 処理場・ポンプ場・雨水調整池の運転管理及び保守管理業務を行う者の要件

1） 企業の要件

① 処理場、ポンプ場及び雨水調整池の運転管理・保守管理業務を行う者は、本市の有資格請負業者名簿に登録され、かつ、施設維持管理業の業種名「水処理施設維持管理」に登録があること。

② 処理場又はポンプ場の運転管理・保守管理業務を行う者は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録を受けていること。

③ 処理場の運転管理・保守管理業務を行う者は、国、地方公共団体その他これらに準ずる公的

機関が平成 25 年度以降に発注した、標準活性汚泥法を採用する下水道法に基づく終末処理場で、現有処理能力が 62,800m³／日以上の施設の運転管理・保守管理業務を、元請として受注し、履行を完了した実績を有すること。

④ ポンプ場又は雨水調整池の運転管理・保守管理業務を行う者は、国、地方公共団体その他これらに準ずる公的機関が平成 25 年度以降に発注した、下水道ポンプ場又はこれらに類する施設の運転管理・保守管理業務を、元請として受注し、履行を完了した実績を有すること。

⑤ 処理場、ポンプ場及び雨水調整池の運転管理・保守管理業務を複数の企業で分担して実施する場合は、前各号に規定する要件を複数の企業で満たすことができるものとする。ただし、それぞれの企業は、自らが担当する業務の履行に必要な登録、実績、許可等を有すること。

2） 運転管理責任者の要件

① 処理場、ポンプ場及び雨水調整池の運転管理・保守管理業務を統括する運転管理責任者を配置すること。

② 運転管理責任者は、当該業務を担当する企業との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

③ 運転管理責任者は、処理場又はポンプ場の運転管理・保守管理業務について十分な実務経験を有し、運転管理計画の策定、従事者の指揮及び監督、運転操作、水質管理、保守点検、安全管理、緊急時対応並びに本市及び関係機関との連絡調整を適切に行う能力を有する者であること。

④ 運転管理責任者は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に定める資格要件を満たす者であること。

3） 運転管理及び保守・安全管理に必要な資格者の要件

受託者は、業務の内容、対象施設の設備構成及び関係法令の適用状況に応じ、次に掲げる資格者等を配置すること。なお、これらの資格は、一人の者が全てを有する必要はなく、複数の者により満たすことができるものとする。

① 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）に基づく酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

② 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく第一種電気工事士免状の交付を受けている者

③ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく甲種危険物取扱者免状又は乙種第 4 類危険物取扱者免状の交付を受けている者

④ 労働安全衛生法に基づく玉掛け技能講習を修了した者

⑤ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づき、業務に使用する車両を運転することができる運転免許を有する者

⑥ その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

(4) 処理場・ポンプ場等の修繕計画策定業務及び更新計画案策定業務を行う者の要件

1) 企業の要件

① 修繕計画及び更新計画案の策定業務を行う者は、本市の有資格請負業者名簿に登録され、かつ、土木関係建設コンサルタント業務の業種名「下水道」に登録があること。

② 修繕計画及び更新計画案の策定業務を行う者は、国、地方公共団体その他これらに準ずる公的機関が平成 25 年度以降に発注した、終末処理場、ポンプ場等に係るストックマネジメント実施計画、長寿命化計画、修繕計画、改築計画又は更新計画の策定業務を、元請として受注し、履行を完了した実績を有すること。

③ 前号の実績は、当該者が担当する土木、建築、機械又は電気設備の設計区分に対応した実績であること。

④ 複数の企業で業務を分担して実施する場合は、それぞれの企業が、自ら担当する業務について前各号に規定する要件を満たすこと。

2) 配置担当者等の資格要件

① 修繕計画及び更新計画案の策定業務を行う者は、当該業務を管理する管理技術者及び成果品の内容を照査する照査技術者を配置すること。

② 管理技術者は、当該業務を担当する企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に定める資格要件を満たすとともに、次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。

a. 技術士法に基づく第二次試験の上下水道部門における選択科目「下水道」に合格し、同法に基づく技術士の登録を受けている者

b. 技術士法に基づく第二次試験の総合技術監理部門における選択科目「上下水道－下水道」に合格し、同法に基づく技術士の登録を受けている者

③ 管理技術者は、自らが担当する業務と同種又は類似の業務について、必要な実務経験を有する者であること。

④ 修繕計画及び更新計画案の策定業務について、それぞれ照査技術者を配置すること。

⑤ 照査技術者は、当該業務を担当する企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に定める資格要件を満たすとともに、次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。

a. 技術士法に基づく第二次試験の上下水道部門における選択科目「下水道」に合格し、同法に基づく技術士の登録を受けている者

b. 技術士法に基づく第二次試験の総合技術監理部門における選択科目「上下水道－下水道」に合格し、同法に基づく技術士の登録を受けている者

⑥ 照査技術者は、自らが照査する業務と同種又は類似の業務について、必要な実務経験を有する者であること。

⑦ 同一業務における管理技術者と照査技術者との兼務は認めない。

(5) 統括管理業務を行う者の要件

統括管理責任者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 応募者が単独企業の場合は当該企業、共同企業体の場合は代表企業との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

② 本事業の業務内容を十分に理解し、管路施設、処理場、ポンプ場、雨水調整池、マンホールポンプの維持管理業務及び更新支援業務を含む本事業全体を一元的に管理する能力を有する者であること。

③ 委託者との総合的な連絡及び調整の窓口となり、各業務責任者を指揮・監督するとともに、業務間の調整、工程管理、品質管理、安全管理、リスク管理及び従事者の教育を適切に行う能力を有する者であること。

④ 下水道施設の維持管理業務、計画策定業務、実施設計業務又はこれらに類する官民連携事業について、実務経験を１年以上有する者であること。

⑤ 次に掲げる資格のいずれかを有する者、又はこれらと同等以上の知識及び実務経験を有すると認められる者であること。

a. 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に定める資格

b. 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者

c. 公益社団法人日本下水道管路管理業協会が実施する下水道管路管理技士認定試験に合格し、下水道管路管理総合技士として登録されている者

d. 地方共同法人日本下水道事業団が実施する下水道管理技術認定試験（管路施設）に合格した者

なお、施設・設備ごとに必要となる専門資格については、統括管理責任者に一律に求めるのではなく、運転管理、保守管理、計画、照査、電気設備管理等を担当する各業務責任者又は担当技術者に求めるものとする。

2.3.4. 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、本市に速やかに通知しなければならない。

2.4.審査及び選定手続き

2.4.1. 水の官民連携選定委員会の設置

本市は、優先交渉権者の選定に当たり、提案内容を専門的かつ客観的に評価するため、有識者等で構成する水の官民連携選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、事業者選定基準に基づき、提案書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる技術評価を行うものとする。本市は、選定委員会の技術評価結果を踏まえ、総合評価及び優先交渉権者等の選定を行う。

なお、本事業に応募しようとする者、その構成企業若しくは協力企業又はこれらの関係者が、優先交渉権者の選定前までに、正当な手続によらず選定委員会の委員に直接又は間接に接触し、又は接触

を試みたことが確認された場合、本市は、当該応募者の参加資格を取り消すことができる。
また、事業者選定基準は、選定委員会の意見を踏まえ、策定する。

2.4.2. 現地見学会の実施

本市は、現地見学を希望する者に対し、処理場、ポンプ場及び雨水調整池等の現地見学会を実施する。

2.4.3. 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し、資格審査を受ける必要がある。提出方法、提出期限、必要書類その他の詳細については、募集要項等に記載する。申請受付期限までに書類を提出しない者や、参加資格が認められなかった者は、本プロポーザルに参加できない。

2.4.4. 提案書類の提出等

参加資格を有すると認められた者は、募集要項等に定めるところにより、提案書その他の必要書類を提出しなければならない。提案書類の内容、提出方法、提出期限その他の詳細については、募集要項等に示す。

2.4.5. 審査方法

審査は、参加資格審査、基礎審査、提案審査、総合評価及び優先交渉権者等の選定の順に行う。
本市は、募集要項及び事業者選定基準に基づき、参加資格審査、基礎審査及び価格評価を行う。選定委員会は、提案書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、技術評価を行う。
本市は、選定委員会による技術評価点と本市が算定した価格評価点を合計して総合評価点を算定し、その順位及び選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

2.4.6. 審査結果の公表

本市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後、速やかに本市のホームページへ掲載又は適宜、その他の方法によって公表する。
なお、公表する内容は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を除くものとする。

2.4.7. 優先交渉権者及び事業の選定の取消し

事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、次のいずれかに該当すると判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、又は本事業に係る募集及び選定手続を中止し、若しくは取り消すことができる。

① 応募者がなかった場合
② いずれの応募者も参加資格要件又は要求水準を満たさなかった場合
③ いずれの提案についても、本市の財政負担の縮減その他の事業効果が見込まれなかった場合
④ 事業内容、事業条件又は社会経済情勢等の変更により、本事業を実施することが適当でないと本市が判断した場合
⑤ その他、本市が本事業の実施又は事業者の選定を継続することが適当でないと判断した場合

この場合、本市は、その旨を本市のホームページに掲載するものとする。

2.5.優先交渉権者選定後の手続き

2.5.1. 基本契約の締結

優先交渉権者は、基本契約書に基づいて、本市と速やかに契約を締結しなければならない。優先交渉権者と速やかに契約が締結されない場合、又は優先交渉権者若しくは事業者の責めに帰すべき事由により実施契約の締結に至らないことが明らかとなり、基本契約書の定めに基づき基本契約を解除した場合には、本市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本契約の締結以降の手続きを行うことができる。なお、本市は、優先交渉権者の提案内容を反映するために必要な場合その他本市が必要と認める場合を除き、基本契約書の修正には、原則として応じない。

2.5.2. 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、実施契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、本市の承諾を得た上で、業務の引継ぎや現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために本市と協議を行うことができる。

2.5.3. 実施契約の締結

本市と事業者は、基本契約書の内容に従い、事業年度ごとに、当該事業年度に係る実施契約を締結する。実施契約には、当該事業年度における業務内容、業務量、委託料、支払方法その他必要な事項を定めるものとする。なお、事業者選定における競争条件の公平性に影響を及ぼす基本的な契約条件については、基本契約書その他募集時に公表した契約条件に従うものとする。

2.5.4. 事業の開始

事業者は、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、事業者が業務の引継ぎその他必要な準備を完了し、本市が事業を開始できる状態にあることを確認していることを前提とする。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1.リスク分担の基本的な考え方

責任分担の基本方針として、本事業でリスクを最も適切に管理できる主体がそのリスクを負担することで、効率的かつ高品質なサービスの提供を目指す。そのため、本事業において事業者が担当する業務においては、実施契約等に特段の定めのない限り、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。これは、事業者の自主性と創意工夫が発揮されることを目的とするためである。

ただし、以下に、例外的に本市がリスクを負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については基本契約書の公表時に示す。

3.1.1. 不可抗力

本市及び事業者のいずれの責めにも帰することができない豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等本事業の実施に直接かつ重大な影響を及ぼす事象等、基本契約書に定める一定の要件を満たすものを不可抗力とする。

不可抗力が発生した場合、事業者は、要求水準書に基づき自らが作成する事業継続計画（BCP）に従い、人命の安全確保、被害の拡大防止、施設の応急措置その他必要な初動対応を実施するとともに、速やかに本市へ報告するものとする。

不可抗力による被害が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に基づく国庫負担の対象となる場合は、事業者は被害状況及び業務への影響を踏まえて復旧計画を作成し、本市の承認を得るものとし、本市と事業者は当該復旧計画に基づき事業対象施設の復旧及びサービスの早期再開に必要な措置を講ずるものとする。

不可抗力事象による被害の復旧費用は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として本市が負担する。ただし、事業者の設計上の瑕疵、施工上の不備、維持管理上の過失その他事業者の責めに帰すべき事由により被害が発生し、又は拡大した場合は、当該事由に起因する費用を事業者が負担するものとする。

本市は、復旧計画に基づく事業継続に必要な財源を確保するとともに、契約期間、委託料その他必要な事項について事業者と協議する。

事業者は、復旧計画と事業継続措置に従い、本事業の業務範囲内において必要な応急措置、運転管理その他サービスの早期再開に必要な対応を行うものとする。本事業の業務範囲を超える施設の本復旧については、本市が実施するものとし、事業者は、復旧計画の策定、資料作成その他必要な支援を行うものとする。

不可抗力が生じた場合であって、国庫負担の対象とならない場合の事業継続措置に関する詳細は、基本契約書において示すこととする。

3.1.2. 国の特定法令等変更及び本市の特定条例等変更

事業期間中に、本事業に特別又は直接的な影響を及ぼす国の法令、政策その他これらに類するものの制定、改廃又は変更（以下「特定法令等変更」という。）又は本市の条例、規則、政策その他これらに類するものの制定、改廃又は変更（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、これらに起因して事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、本市が負担するものとする。なお、これらの変更の具体的な範囲及び費用負担の詳細は、基本契約書に定める。

一方、事業者に対して一般的に適用される法令、政策その他これらに類するものの制定又は変更により生じた増加費用又は損害については、原則として事業者が負担するものとする。

また、本事業期間中に、事業者に不当な影響を及ぼす本市の条例、政策等の変更等、基本契約書に定める一定の事由が生じた場合、本市は、当該特定条例等変更によって事業者に生じた損失を補償する（損失の補償として本事業期間を延長する場合を含む)。

前各項に該当する事由が発生した場合、事業者は、その内容及び本事業への影響を速やかに本市へ通知するとともに、増加費用及び損害の軽減に努めるものとする。本市及び事業者は、当該事由による影響を踏まえ、要求水準、業務内容、契約期間、委託料その他必要な事項の変更について協議するものとする。

3.1.3. 物価の変動

本事業期間中における賃金水準又は物価水準の変動により、委託料が著しく不適当となった場合は、本市又は事業者は、委託料の変更を請求することができるものとする。

委託料の変更額は、対象となる業務又は費用項目ごとにあらかじめ定めた物価指数等の変動率に基づき算定し、本市と事業者との協議により決定するものとする。

3.1.4. 国の補助金制度の変更等

国の補助金制度に変更が生じる場合は、本市と事業者は、契約の継続、業務内容、事業期間その他必要な事項について協議し、契約継続等に向けた措置を講ずる。また、国の補助金の要望額に対して交付額に相違が生じた場合は、本市と事業者は、当該補助金の対象となる業務について、交付額及び本市が確保する財源を踏まえ、業務内容、対象施設、実施時期その他事業計画の見直しについて協議し、実施可能な範囲で当該業務を実施するものとする。

3.2.事業の実施状況のモニタリング

事業者が基本契約書に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者によるセルフモニタリングに加え、本市によるモニタリングを実施する。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、本市は、事業者に対して、改善計画の提出、改善措置の実施、委託料の支払停止若しくは減額、統括管理責任者等の交代の請求、契約の解除その他基本契約書に定める措置を講じることができるものとする。

なお、モニタリングの具体的な実施体制、方法、確認項目、実施時期及び要求水準未達時の措置等については、別途公表するモニタリング基本計画書に示す。

3.3.保険

事業者は、本事業期間中、自己の費用及び責任により、第三者賠償責任保険、労働者災害補償保険その他本事業の実施に必要な保険に加入し、これを継続しなければならない。

3.4.事業者の権利義務等に関する制限及び手続

3.4.1. 権利義務等の処分

事業者は、本市の書面による事前承諾なしに、基本契約若しくは実施契約上の地位又はこれらの契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

4.　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1.対象施設の立地に関する事項

本事業の対象施設の所在地は、以下のとおりである。

表 4.1 業務対象となる下水道施設一覧表

業務対象施設名	所　在　地
水戸市浄化センター	水戸市若宮１丁目１番１
桜川第１ポンプ場	水戸市桜川１丁目６番５
桜川第２ポンプ場	水戸市桜川１丁目１２番１３
那珂川ポンプ場（汚水）	水戸市根本１丁目５２番
那珂川ポンプ場（雨水）	水戸市根本１丁目５２番
浜田汚水中継ポンプ場	水戸市吉沼町２２９７番
浜田ポンプ所	水戸市浜田２丁目４０５番１３
双葉台第１中継ポンプ場	水戸市双葉台５丁目１９番４
双葉台第２中継ポンプ場	水戸市双葉台１丁目６１０番２
五軒貯留施設	水戸市千波町２５２２番１
常磐第１・２貯留施設	水戸市緑町２丁目３番１０
駅南１号貯留池	水戸市宮町１丁目１０５番２
駅南２号貯留池	水戸市宮町１丁目６番１４０
新荘第１排水区貯留施設	水戸市常磐町１丁目６０９３番１

表 4.2 業務対象となる下水道管路施設一覧表

対象施設		数量
マンホールポンプ（合流、分流式汚水）		54　箇所
合流・分流汚水・分流式雨水管路延長	合流	154.6km
	汚水	402.6km
	雨水	20.6km
	計	577.8km

※第１号公共下水道区域全域

表 4.3 業務対象となるマンホールポンプ一覧表

登録(管理)番号	マンホールポンプ名称	設置場所
MP01	梅香	梅香 1丁目4番2
MP02	大塚	大塚町 1866番
MP06	双葉台	双葉台4丁目558番
MP09	天王町第1	天王町2丁目16番
MP12	河和田第1	河和田2丁目2184番1
MP13	文京第1	袴塚 2丁目3番20
MP15	緑町第1	緑町3丁目4536番1
MP18	松が丘第3	松が丘2丁目6番
MP19	松が丘第1	松が丘 2丁目1番18
MP20	松が丘第2	松が丘1丁目4412番2
MP21	天王町第3	天王町 2丁目23番
MP22	三の丸第1	三の丸2丁目12番4
MP24	石川第1	石川2丁目4194番5
MP29	松が丘第4	松が丘1丁目6番22
MP30	自由が丘第1	自由が丘4620番10
MP33	新原第1	新原 1丁目3794番8
MP34	石川第2	石川 1丁目3990番3
MP35	ちとせ第1	ちとせ1丁目1484番3
MP36	見川第1	見川 1丁目1175番6
MP37	見川第2	見川1丁目7番24
MP38	大塚第2	大塚町498番1
MP39	大塚第3	大塚町1904番4
MP40	見川第3	見川3丁目1008番2
MP41	見川第4	見川 2丁目33番10
MP42	見川第5	見川 4丁目681番7
MP44	姫子第2	姫子1丁目268番3
MP56	姫子第3	姫子1丁目104番3

登録(管理)番号	マンホールポンプ名称	設置場所
MP57	姫子第4	姫子1丁目786番4
MP58	袴塚第1	袴塚1丁目2036番1
MP65	石川第3	堀町2617番2
MP68	姫子第5	姫子1丁目323番10
MP70	河和田第2	大塚町2529番1
MP74	大塚第4	大塚町992番4
MP75	大塚第5	大塚町1852番10
MP80	渡里第1	渡里町3077番1
MP81	渡里第2	渡里町3154番61
MP86	堀町第1	堀町2052番1
MP87	堀町第2	堀町1844番16
MP88	東赤塚第1	東赤塚4343番1
MP92	大塚第6	大塚町2481番1
MP98	見川第7	見川4丁目489番13
MP103	渡里第3	渡里町3331番7
MP105	大塚第7	大塚町1762番4
MP109	河和田第4	河和田町796番
MP110	東赤塚第2	東赤塚4353番4
MP111	大塚第8	大塚町1506番39
MP115	中丸第2	中丸町684番
MP116	渡里第4	渡里町4036番2
MP117	大塚第9	大塚町1015番1
MP118	天王町第4	天王町908番10
MP119	河和田第5	河和田町165番3
MP120	大塚第10	大塚町1086番5
MP122	河和田第6	河和田1丁目2462番9
MP123	開江第1	開江町289番1

4.2.対象施設の概要

本事業の主な対象施設の概要は、以下のとおりである。

表 4.4 主要な対象管路施設の概要

対象施設	数量	備考
下水道管路	577.8km	汚水+合流+雨水 マンホール、マンホール蓋、公共桝、取付管も含む
マンホールポンプ	54 箇所	ポンプ口径φ50 ㎜～φ200 ㎜

表 4.5 処理場の概要

対象施設	処理方法	日平均処理能力	供用開始年度
水戸市浄化センター	標準活性汚泥法	62,800 m^3/日	昭和 49 年度

表 4.6 ポンプ場の概要

対象施設	下水排除方式	計画流量	既設ポンプ能力	供用開始年度
桜川第 1 ポンプ場	合流式	0.528m³/秒	0.783 m³/秒	昭和 49 年 7 月
桜川第 2 ポンプ場	分流式雨水	4.715m³/秒	4.717 m³/秒	平成 6 年 4 月
那珂川ポンプ場	合流式	12.314 m³/秒	12.342 m³/秒	昭和 59 年 4 月
浜田汚水中継ポンプ場	分流式汚水	0.491 m³/秒	0.625 m³/秒	平成 19 年 6 月
浜田ポンプ所	分流式汚水	0.350 m³/秒	0.466 m³/秒	平成 9 年 4 月
双葉台第 1 中継ポンプ場	分流式汚水	0.010 m³/秒	0.011 m³/秒	昭和 52 年 9 月
双葉台第 2 中継ポンプ場	分流式汚水	0.015 m³/秒	0.025 m³/秒	昭和 52 年 7 月

表 4.7 雨水調整池の概要

対象施設	貯留量	ポンプ能力	供用開始年度
常磐貯留施設	3,475 m³	3.20 m³/分×2 台（内 1 台予備）	平成 26 年 4 月
五軒貯留施設	1,508 m³	4.20 m³/分×2 台（内 1 台予備）	平成 26 年 4 月
駅南 1 号貯留池	300 m³	0.20 m³/分×2 台（内 1 台予備）	平成 14 年 4 月
駅南 2 号貯留池	3,400 m³	2.50 m³/分×2 台（内 1 台予備）	平成 14 年 4 月
新荘第 1 排水区貯留施設	1,074 m³	0.74 m³/分×2 台（内 1 台予備）	令和 7 年 12 月

5. 事業計画又は基本契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5.1.疑義が生じた場合の措置

基本契約書に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は基本契約書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、本市及び事業者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、基本契約書において定める。

5.2.管轄裁判所の指定

基本契約書締結に関連して発生したすべての紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1.事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり基本契約を解除し、又は終了するものとする。基本契約が解除され、又は終了した場合、事業者は、基本契約書の定めるところにより、本市又は本市の指定する第三者に対して必要な引継ぎを行うものとする。引継ぎに要する費用その他の負担については、当該解除又は終了の原因及び要求水準書に定めるリスク分担に従うものとする。なお、個別の解除又は終了事由における具体的な増加費用、損害その他の負担については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については基本契約書に定める。

6.1.1. 事業者事由解除

(1) 解除事由

① 事業者が契約上の義務に違反する等、契約に定める一定の事由が生じたときは、本市が相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正されないときは、基本契約を解除することができる。ただし、当該違反により本事業の継続が困難となった場合その他基本契約書に定める重大な事由が生じた場合は、本市は、催告を行うことなく基本契約を解除することができる。

② 事業者について、破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始決定を受けた場合、又は事業者自らこれらの手続開始を申し立てた場合、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、本市は、基本契約を解除することができる。

(2) 解除措置

① 事業者の責めに帰すべき事由により基本契約が解除された場合、事業者は、当該解除により本市に生じた損害を賠償するものとする。

② 前号の損害のうち、本市の責めに帰すべき事由により生じた部分については、事業者の負担としないものとする。

③ 本市は、事業者に対し、前各号に基づき事業者が負担すべき損害の賠償を請求することができる。

④ 事業者は、本市又は本市が指定する第三者に対し、業務の引継ぎ、関係資料の提供その他本事業の継続に必要な協力を行うものとする。

6.1.2. 市事由解除又は終了

(1) 解除又は終了事由

① 本市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6 か月以上前に通知することにより基本契約を解除することができる。

② 事業者は、本市の責めに帰すべき事由により、一定期間、本市が契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、契約の履行が不能となった場合は、基本契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

① 本市は、事業者に対し、当該解除により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害を負担するものとする。

② 事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は本市の支払額からこれを控除する。

③ 第①号の増加費用及び損害の範囲並びに算定方法については、事業者による損害の軽減措置の実

施状況等を踏まえ、本市と事業者との協議により決定する。

6.1.3. 不可抗力解除又は終了

(1) 解除又は終了事由

① 不可抗力により対象施設が滅失し、本事業の継続が不可能となった場合は、基本契約は終了するものとする。

② 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧計画を策定、承認することができない場合、又は、復旧計画に基づく本事業の再開が不可能もしくは著しく困難であることが判明した場合、本市は事業者と協議の上、基本契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

① 不可抗力による復旧費用、増加費用及び損害の負担については、「3.1.1　不可抗力」に定めるリスク分担及び基本契約書の規定に従うものとする。

② 本市及び事業者は、基本契約書に別段の定めがある場合を除き、不可抗力によって自らに生じた損害をそれぞれ負担し、相互に損害賠償を請求しないものとする。

③ 基本契約の解除又は終了に伴う委託料の精算、引継ぎその他必要な措置については、本市と事業者との協議により決定する。

6.1.4. 特定法令等変更解除

(1) 解除又は終了事由

① 特定法令等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、本市又は事業者は基本契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

① 特定法令等変更により生じた増加費用及び損害の負担については、「3.1.2 国の特定法令等変更及び本市の特定条例等変更」に定めるリスク分担及び基本契約書の規定に従うものとする。

② 基本契約の解除に伴う委託料の精算、引継ぎその他必要な措置については、本市と事業者との協議により決定する。

③ 本市は、事業者が関係法令に基づき、国その他の関係機関に対して必要な救済を求めることを妨げない。

6.1.5. 特定条例等変更解除

(1) 解除事由

① 特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、本市又は事業者は基本契約を解除することができる。

(2) 解除措置

① 本市の条例等の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害については、「3.1.2　国の特定法令等変更及び本市の特定条例等変更」に定めるリスク分担に従い、本市が負担するものとする。

② 増加費用及び損害の範囲並びに算定方法については、事業者による損害の軽減措置の実施状況等を踏まえ、本市と事業者との協議により決定する。

③ 基本契約の解除に伴う委託料の精算、引継ぎその他必要な措置については、本市と事業者との協

議により決定する。

7. その他事業の実施に関し必要な事項

7.1.実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とし、通貨は円とする。

7.2.提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

7.3.実施方針（案）に関する質問・意見の受付

実施方針（案）公表後に質問及び意見を受け付けた上で、回答は本市のホームページに掲載する。

7.4.実施方針（案）に関する説明会及び現地見学会

実施方針（案）の内容に関する説明会を予定している。説明会及び現地見学会の実施案内は本市のホームページに掲載する。

7.5.連絡先及び情報提供

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

水戸市上下水道局　下水道部　下水道施設管理事務所
住所：〒310－0013　水戸市若宮１丁目１番１号
ＴＥＬ：029-221-8582　ＦＡＸ：029-221-8584
E-Mail：sewage.center@city.mito.lg.jp

本事業に関する情報提供は、本市のホームページを通じて適宜行う。